

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から38年3月まで
申立期間の国民年金保険料は、夫婦二人分を一緒に、地区の集金人に納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料を夫婦一緒に納付したとする申立人の夫は、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できることから、申立人の申立期間についても一緒に保険料を納付した可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立期間の前後は国民年金保険料を納付済みであり、申立人は、申立期間の前後を通じて、仕事や生活状況に大きな変化は無く、申立期間の国民年金保険料を納付することに経済的に困難な事情は無かったとしていることから、申立人のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年10月まで

申立期間の国民年金保険料は夫婦一緒に納付しており、昭和36年4月から42年10月までの領収書も持っている。申立期間については納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る3枚複写式の「納付書・領収証書」、「領収済通知書」及び「領収控」の写しを提出し、申立人がA市に住んでいたときに申立期間の国民年金保険料を担当の集金人に預け、当該集金人が「領収済通知書」に「㊟」の押印をしたと主張しているが、当該3枚複写式のいずれにも領収印が無い上、B年金事務所によると、「領収済通知書」の納付目的国民年金保険料欄に押印された「㊟」は特例納付としての納付書を示すものであり、この「領収済通知書」は社会保険事務所（当時）が保管するものであると回答していることから、申立人の主張には不自然な点が見られる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立人は、申立期間後の昭和50年12月に、第2回目の特例納付により納付していることが確認でき、その時点で受給期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付したものと考えられるとともに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を申立人の夫の分と一緒に一括納付したと主張しているが、申立人の夫のオンライン記録では、36年4月は未納である上、同年5月から42年10月までの保険料は現年度納付されていることが確認できるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

一方、前述のとおり、申立人は昭和 50 年 12 月に特例納付保険料として、40 年 7 月から 47 年 3 月までの保険料（81 か月）を納付した記録となっているものの、当該期間のうち、42 年 11 月から 43 年 3 月までの期間（5 か月）は、1 回目に払い出された国民年金手帳記号番号による保険料納付済期間であること、及び 44 年 8 月（1 か月）については、厚生年金保険被保険者期間であることを踏まえると、特例納付した保険料 81 か月分のうち、6 か月分の保険料は、当時、特例納付対象期間であった、36 年 4 月から同年 9 月までの保険料を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を、申立期間①については59万円に、申立期間②については30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 1 月 1 日から 13 年 7 月 1 日まで
② 平成 16 年 6 月 1 日から 17 年 9 月 1 日まで

私のA社での標準報酬月額の記録が、私の給与と相違しているため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①については、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額は44万円とされているが、平成11年10月から同年12月までは、給与明細書から、申立人に67万円が支給され、当時の最高等級である59万円の標準報酬月額に基づく保険料を事業主により控除されていることが確認できる。

また、事業主は当該期間の厚生年金保険料が平成11年10月から同年12月までと同額であることを認めている上、11年1月から同年9月までの期間、12年1月から同年12月までの期間及び13年1月から同年6月までの期間に

については、それぞれ平成 11 年分還付金通知書、平成 12 年分給与所得の源泉徴収票に記載された支払金額及び社会保険料等の金額並びに申立人が提出した預金通帳の写しに記載されている各月分の支給額が、11 年 10 月から同年 12 月までの給与明細書に記載されている金額と一致することが確認できる。

したがって、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、厚生年金保険料の控除額から 59 万円とすることが妥当である。

申立期間②については、事業主から提出のあった所得税源泉徴収簿から、30 万円の給与が支払われていることが確認できる。

また、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額は平成 16 年 6 月から同年 8 月までは 28 万円、同年 9 月から 17 年 8 月までは 26 万円とされているが、事業主から提出のあった所得税源泉徴収簿に記載された社会保険料等の控除額から、16 年 6 月から同年 9 月までは、36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが認められる。

さらに、平成 16 年 10 月については、同月から厚生年金保険料率が改定されたものの、所得税源泉徴収簿により社会保険料等の控除額が同年 6 月から同年 9 月までと同額であることが確認できることから、事業主は誤って改定前の保険料率で計算し、申立人から同年 6 月から同年 9 月までと同額の保険料（適正な保険料率で標準報酬月額 36 万円に見合う額）を控除したものと推認される。

加えて、平成 16 年 11 月から 17 年 8 月までの標準報酬月額については、事業主は、申立人から支給額に改定前の保険料率を乗じた厚生年金保険料（当該保険料額は、適正な保険料率で 30 万円に見合う額）を控除したと認めている。

したがって、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、給与支給額から 30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、社会保険事務所（当時）に対し、申立てどおりの報酬月額での届出を失念しており、また、申立期間に係る厚生年金保険料についても、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月1日から同年10月21日まで

昭和48年4月にA社B支店に採用され、3か月の試用期間を経て同年7月1日に同社社員として登用されたが、厚生年金保険被保険者資格の記録は同年10月21日からとなっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社作成の「社員カード」には申立人が昭和48年7月1日に店限職員（本社社長採用ではなく、支店長採用の職員であり、その異動は支店長の権限の範囲に限定される。）として入社している旨の記録があり、また、平成2年11月1日に設立された同社の厚生年金基金の加入者台帳によると、申立人は、昭和48年7月1日から厚生年金基金に加入していたものとみなされていることが確認できる。さらに、A社は、店限職員は正社員であり、採用時点から厚生年金保険の加入手続が行われるものと証言しており、申立人が申立期間においてA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和48年10月における社会保険事務所（当時）の記録から8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、A社

は、申立期間当初から厚生年金保険料を納付していたと回答しているものの、このことを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業
主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対
して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無
いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 3 月 8 日から同年 9 月 1 日まで

私のA社での標準報酬月額の記録を確認したところ、申立期間は11万円となっているが、私は20万円以上の報酬があったと記憶している。給与明細書は持っていないが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の保管する厚生年金台帳には、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額は11万円と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿での資格取得時の標準報酬月額と一致する上、同社への入社日が申立人と同じ同僚14人についても、厚生年金台帳には資格取得時の標準報酬月額が10万4,000円又は11万円と記載されており、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得時の標準報酬月額と一致することが確認できる。

また、申立人が同時期に入社したとして名前を挙げている同僚3人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、いずれも申立期間の標準報酬月額が申立人と同じ11万円となっており、A社の保管する厚生年金台帳に記載のある同僚14人（前記の同僚3人を含まない。）についても、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間の標準報酬月額が10万4,000円又は11万円となっている。

さらに、申立期間当時、A社の厚生年金事務担当者は、「当時、新入社員の資格取得時の標準報酬月額の決定に当たっては、残業見込額を含めていなかったが、その後、健康保険組合の指導により、残業見込額を含める方法に変更したものであり、申立人の申立期間の標準報酬月額が11万円だったこと

に誤りは無く、申立期間の厚生年金保険料は当該標準報酬月額に基づき給与から控除していた。」とし、当時の新入社員については、申立人を含め全員、厚生年金保険被保険者資格取得時の標準報酬月額に残業見込額を含めていないと証言している。

加えて、入社日が申立人と同じ同僚9人からも申立人の申立期間における報酬額等について、証言を得ることはできない上、オンライン記録では、申立期間の標準報酬月額について、遡及して訂正された記録も確認できないことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点はみられない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。